

# 令和3・4年分(令和4・5年度) 市民税・県民税の税制改正

令和3・4年分の市民税・県民税の主な改正についてお知らせします。  
詳細は、市ホームページをご覧ください。  
問合せ／市民税課(☎232-9138)



## 令和3年分の住民税から適用される税制改正

### 住宅ローン控除の特例が延長されます

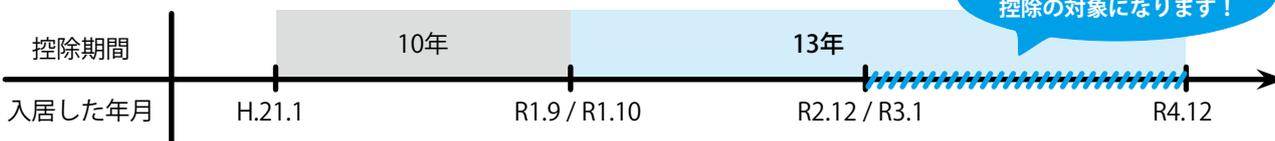
住宅ローンの控除期間を13年とする特例適用期間が延長されます。  
適用の条件／消費税率10%適用の住宅を次の期間に契約し、令和3年1月1日～令和4年12月31日に入居した方

- ・新築(注文住宅)の場合…令和2年10月～令和3年9月
- ・建売・中古・増改築などの場合…令和2年12月～令和3年11月

※このほかにも、条件があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



この期間に入居した方も  
控除の対象になります！



### 子育てに係る助成などが非課税になります

対象／子育てに係る施設やサービスの利用料で、国や地方自治体が助成するものうち、次のもの

- ・ベビーシッター・認可外保育施設などの利用料に対する助成
- ・一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※このほかにも、非課税の対象となる場合があります。詳細は、市ホームページをご覧ください。



### 申告手続きが簡素化されます

#### ふるさと納税の申告手続

ふるさと納税による控除の適用を申告により受ける場合、寄附ごとの「寄附金の受領書」が必要とされていましたが、特定事業者が発行する年間寄附金額を記載した「寄附金控除に関する受領書」の添付でもできるようになります。

※対象となる特定事業者や、申告方法など、詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



#### 特定配当・特定株式譲渡所得金額に係る申告手続

個人住民税で、特定配当・特定株式譲渡所得金額にかかる所得の全部について、申告不要である源泉分離課税とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続ができるよう、附記事項が追加されます。  
※詳細は、お問合せください。

## 令和4年分の住民税から適用される税制改正

### セルフメディケーション税制が見直されます

健康保持などの一定の取組をしている方が購入した特定一般医薬品等(スイッチOTC医薬品)の購入費用を控除するものです。対象となる医薬品について一定の見直しが行われます。また、適用期間が令和8年12月31日まで延長されます。

### 退職所得課税が改正されます

勤続年数が5年以下の方(法人役員等以外)の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税が適用されなくなります。